

**経済財政諮問会議**
**議 事 録**

(平成 20 年第 12 回)

(開催要領)

1. 開催日時：2008 年 5 月 20 日（火） 17:14～18:54
2. 場所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：
 

議長	福田 康夫	内閣総理大臣
議員	町村 信孝	内閣官房長官
同	大田 弘子	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
同	増田 寛也	総務大臣
同	額賀 福志郎	財務大臣
同	甘利 明	経済産業大臣
同	白川 方明	日本銀行総裁
同	伊藤 隆敏	東京大学大学院経済学研究科教授 (兼) 公共政策大学院教授
同	丹羽 宇一郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長
同	御手洗 富士夫	キヤノン株式会社代表取締役会長
同	八代 尚宏	国際基督教大学教養学部教授
臨時議員	冬柴 鐵三	国土交通大臣
	香西 泰	政府税制調査会会長
	島田 晴雄	対日投資有識者会議座長
	斉藤 惇	東京証券取引所グループ社長

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
  - (1) 歳出・歳入一体改革について
    - 1) 総論
    - 2) 税制改革
  - (2) 対日直接投資について
  - (3) 航空自由化について
3. 閉会

(説明資料)

- 歳出・歳入一体改革について（有識者議員提出資料）
- 歳出・歳入一体改革について（額賀議員提出資料）

- 税制改革について（有識者議員提出資料）
- 対日投資有識者会議提言について（島田対日投資有識者会議座長提出資料）
- 対日投資の拡大に向けて（有識者議員提出資料）
- 「投資先としての日本」の現状と課題（甘利議員提出資料）
- 利用者の立場に立った「空」の自由化を（有識者議員提出資料）
- 国土交通省における経済成長戦略に向けた取組（冬柴臨時議員提出資料）

（配布資料）

- 対日直接投資の抜本的な拡大に向けた 5 つの提言  
（島田対日投資有識者会議座長提出資料）
  - 諸外国の外資規制について（参考資料）（甘利議員提出資料）
  - 国土交通省における経済成長戦略に向けた取組（参考資料）（冬柴臨時議員提出資料）
- 
- 

（本文）

#### ○議事の紹介

（大田議員） それでは、国会の関係で増田議員が遅れておられますが、ただいまから今年 12 回目の経済財政諮問会議を開催いたします。

今日の議題は、まず 1 つ目に歳出・歳入一体改革。2 つ目に対日直接投資。3 つ目に航空自由化。何かメインディッシュが 3 つ並んだようなヘビーなメニューになっておりますので、恐縮ながら簡潔に進めさせていただければと思います。

まず、歳出・歳入一体改革について、政府税制調査会会長の香西会長に御参加いただいております。よろしく申し上げます。

それでは、税制改革は 2 つありますが、総論について御審議いただきます。初めに有識者議員から御説明いただき、その後、自由に御議論いただきます。お願いします。

#### ○歳出・歳入一体改革について 1) 総論

（八代議員） 民間議員提出資料「歳出・歳入一体改革について」を説明する。

成長力の強化と財政健全化を車の両輪として、一体的に改革を進めることは、福田内閣の基本方針である。平成 21 年度予算は「基本方針 2006」で示した 5 年間の歳出・歳入一体改革のプログラムの 3 年目に当たる。5 項目の「予算編成の原則」を引き続き遵守するとともに、新しい政策ニーズに対してはメリハリを付けて的確に応えつつ「基本方針 2006」によって、以下のような点を踏まえ、引き続き、歳出・歳入一体改革に取り組んで行く必要がある。

第 1 に、無駄な予算の根絶はすべての改革の大前提で、無駄な歳出を洗い出し、ムダゼロに向けた見直しを断行する。

第 2 に、2011 年度までのプライマリー・バランスの黒字化は、繰り返し確認してきた政府の確固たる目標である。これを実現しないのは、市場の信任を確保でき

ないというだけではなく、国際政治の中での信任にも影響するので、財政規律というのは必ず達成する必要がある。

第 3 に、真に必要なニーズに応えるための財源の重点配分を行いつつ、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を緩めることなく、国、地方を通じて、引き続き「基本方針 2006」により、最大限の削減努力を行う必要がある。

第 4 に、福田内閣の重要課題実現のために、必要不可欠となる政策経費については、まず、これまで以上にムダゼロ、政策の棚卸等を徹底し、一般会計、特別会計の歳出経費の削減を通じて対応する必要がある。

第 5 に、以上の歳出改革の取組を行って、なお対応し切れない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定財源を確保し、将来世代への負担の先送りは行わない。

第 6 に、地方についても、公務員給与について、技能労務職員を始めとして、地域の民間給与をより一層反映させること等により、さらなる人件費の削減を図るなど、歳出削減を徹底する必要がある。

(大田議員) それでは、自由討議に入りますが、額賀議員からお願いします。

(額賀議員) まず 1 つは、民間議員提出資料「歳出・歳入一体改革について」の 3。

「基本方針 2007」には、平成 20 年度予算について最大限の削減を行うと書かれている。「削減努力を行う」というのは何となくトーンダウンしたような印象を与えるが、果たしてこれでいいのか。きちんとした姿勢を持っていなければいけないのではないかと。

提出した資料「歳出・歳入一体改革について」の 1 ページ目。基本的な考え方としては、巨額の債務残高を抱える中で、財政の持続可能性を確保して、安定した経済成長と国民生活を維持するためには、財政健全化を着実に推進していくことが大事である。なおかつ、2011 年度には、国、地方のプライマリー・バランスの黒字化を確実に達成することを国民との間で約束をしている。八代議員もおっしゃっていたが、国家の信任を問われる問題という認識を持っている。2 つのグラフが描かれているが、まず国の一般会計については、今年 1 月に国会に提出した後年度影響試算でも示しているが、名目経済成長率 3 % 以上の高成長が実現し、なおかつ最大限の歳出削減を行うケースであっても、2009 年に社会保障関係費、国庫負担を 2 分の 1 に引き上げるということもあり、一般歳出は急激に増加をする。そうすると、平成 23 年度には、数兆円規模のプライマリー・バランスの赤字が残る見込みである。

こうしたことを考えると、歳出改革の努力を緩める状況ではないことは、先ほど八代議員のおっしゃったとおり。なお、プライマリー・バランスの黒字化は財政健全化の一里塚であり、次の目標である 2010 年代半ばにおける債務残高 GDP 比の安定的な引き下げの具体化についても、早急に検討を始めるべきであると考えている。消費税を含む抜本的な税制改正については、後でまた話をさせていただきたい。

(大田議員) それでは、自由に御議論をお願いします。

丹羽議員、どうぞ。

(丹羽議員) 額賀議員から話があったが、一般財源化の議論に便乗して、歳出改革の議論が緩んでいるのではないかという声が出ている。必要なところには重点化して予算配分をすべきであるが、まだまだ無駄な事業や二重行政はたくさんあるかと思う。これは徹底して見直していく必要がある。その際に「新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する」という、ペイ・アズ・ユ一・ゴーの原則を是非守っていく必要がある。

また、特別会計についても経済財政諮問会議で改革の進捗状況を議論していくべきかと思う。

(大田議員) ほかにいかがですか。

甘利議員、どうぞ。

(甘利議員) ムダゼロの実現等に取り組みつつ、「予算の燃費効率」を上げることを更に重点的にやっていくべきだ。

一昨年の「経済成長戦略推進要望」、昨年の「重点施策推進要望」。これは 3,000 億から 6,000 億に増やしたけれども、こういう枠組みも含めて、成長力強化など、内閣としてのメッセージを国民に伝える「メリハリ」をつけることについて議論していくことが大事である。

ゼロベース査定が本当は望ましいが、前年度実績主義からなかなか全面的に脱却できない。一律カットして集めた分を重点範囲にするという、その枠をもっと思い切って増やしていくべきだ。

(大田議員) それでは、続きまして、税制改革の議論に入って、また歳出についてもありましたら、後から御意見をいただきたいと思います。

まず、有識者議員に御説明をお願いいたします。

## ○歳出・歳入一体改革について 2) 税制改革

(伊藤議員) 民間議員提出資料「税制改革について」について説明する。税制は国民生活や経済社会にとって、極めて重要な制度インフラであり、21 世紀の我が国にふさわしい税体系の再構築は喫緊の課題となっている。国民の視点に立ったわかりやすい議論の下に、抜本的税制改革を実現していかなければならない。これまでの議論を基礎として、新たに必要とされる論点を加え、本年中に結論を得るべく、以下のような方針で議論を進める必要がある。

第 1 に、税体系の抜本的な改革について、早期に実現を図る。その際、これまで積み重ねてきた議論を基礎とし、次のような基本的な考えに立つことが重要である。

①平成 16 年年金改正法、「基本方針 2006」及び「基本方針 2007」や平成 20 年度与党税制改正大綱の「基本的考え方」を踏まえる。

②税制は社会保障とも密接に関係しており、社会保障と税を一体的に改革していくというアプローチが重要である。「進路と戦略」で示した「安心・持続のための 5 原則」に沿って、議論を進める。

第 2 に、税制の在り方についての基本的な考え方は、昨年 11 月 8 日の経済財政諮問会議における提案「税体系の抜本的改革について」のとおりである。

第 3 に、その後の閣議決定や経済財政諮問会議における審議等も踏まえ、以下について議論を進めることが必要である。

(1) 道路特定財源の平成 21 年度からの一般財源化に伴い、ガソリン税等の今後の在り方について、環境問題への国際的な取組等を踏まえて検討する。

(2) 女性や高齢者の就労を阻害しないよう、年齢や性別、世帯の構成にかかわらず、就労に中立的な税制の在り方を検討する。

(3) 給付（育児手当など）と税制（扶養控除など）を一体として扱い、必要な人に必要な支援をきめ細かく行う給付付き税額控除制度について、既存施策との関連など、その課題の検討に着手する。

(4) 老後の備えとリスクマネー供給の好循環をつくるため、資産形成を支援する制度として、確定拠出年金（401k）を次のように拡充することを検討する。本人も拠出できるようにする。「個人型」確定拠出年金の対象を拡充する。

(5) 日本を魅力ある投資先にするという観点から、ビジネスを行う上でのコストが高いのではないかという論点も踏まえ、法人税について、課税ベースの見直しや税制改革全体の中で検討する。

(6) 納税者番号の導入に向けて、社会保障番号との関係の整理等を含め、早急に具体的な検討を進める。

この最後の点について、特に批判的な方がいることも承知しているが、正直者がばかを見ない制度をつくることは非常に重要であるという点から言っても、納税者番号は必要ではないかと考える。

（大田議員） 香西先生からお願いいたします。

（香西政府税制調査会会長、以下「香西会長」） 政府税制調査会の現状だが、昨年 11 月 26 日に総理に、諮問に対する答申を提出し、その後は、特に国会での成り行き等を注意深く見ていた。その間、各委員ごとに色々なことを相談し合ってきたが、正式の会合は現在まで開かれていない。今日は書いたものを持たずに、口頭で若干の説明をしたい。

ただいま、伊藤議員から提出のあった税制改革の議論については、大変敬意を持って迎えたい。私どもとしても、この御意見を十分に参考にし、結論をまとめていきたい。

税制調査会としては、やはり個別の税目と、全体としての体系と、その両方にうまくつながりがないといけない。去年の場合は生活安全とか、安心とか、活力とか、あるいは自由な選択とか、かなり大きなテーマからスタートして議論が終結しているように思われるが、今年は既に具体的な問題がいくつもでき上がってきている。したがって、その両方の解決がきちんと整合的でないといけないので、私どももその整合性を保つためには、従来以上に緻密な議論をしなければならないだろうと、覚悟は固めている。

話がそれるが、後期高齢者の医療制度改革などについても、あそこまで非難されている。税金の扱いについてもよほど説明をきちんとしないとかえって逆効果になってしまう。非常に御迷惑をおかけすることもあるので、その点は何とか頑張っ

やっていきたい。説明をしっかりとやっていけるような体制で、政府税制調査会を運営していきたい。

もう一つ、これも余談で、私どもだけではないが、景気動向をどう判断するかについては政府全体として大きな見通しを持っていただきたい。それから、社会保障その他に関連のある審議会や国民会議等がいろいろ開かれているが、そのようなところともうまく歩調を合わせて結論を出していきたい。

本日のところでは、年度第 1 回の総会がまだ開かれておらず、口頭の説明で大変失礼したが、以上のような決心である。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、額賀議員、先ほどの資料の続きをお願いします。

(額賀議員) 資料 2 ページ目。消費税を含む税制の抜本改革を行っていかねばならない。その際、社会保障給付のための安定的な財源確保が喫緊の課題である。

道路特定財源については、今年度の税制抜本改革時に廃止し、来年度から一般財源化することが閣議決定されていることから、具体的に検討していかねばならない。また、香西会長がおっしゃるように、それぞれが整合的でなければならない。

その際には、これまで累次の閣議決定をしてきた「基本方針 2006」の歳出・歳入一体改革の方針や政府税制調査会の答申、与党の税制改正大綱を踏まえた上で、全体像を示して、国民の理解を得ながら改革の機運を高めていく必要がある。是非、用意周到に、総合的な視点から議論をしていただきたい。

(大田議員) それでは、御手洗議員、お願いします。

(御手洗議員) これから長期にわたって、社会保障費の増加は避けて通ることはできない。特に来年度は、基礎年金の国庫負担の割合を引き上げることが決まっている。しかし、残念ながら、経済成長の足取りは当初の想定よりも弱まっているのが現実である。こうした中で、国民生活の安心・安全を確保して、なお、成長力を維持・拡大していくためには、今までのように歳出を中心とした改革だけでは不十分だと思う。もちろん、財政規律を弱めることは絶対に許されないし、その点では「基本方針 2006」を守るべきである。ただ、今後は歳出の必要性を踏まえて財源の配分を見直すといったような歳出・歳入全体の構造を再構築して、歳出・歳入一体改革を実行する必要があると思う。このため、できるだけ早い時期に、消費税や道路特定財源の使い方等も含む抜本的な税制改革の議論を開始していただきたい。

(大田議員) それでは、丹羽議員、八代議員の順番でお願いします。

(丹羽議員) 伊藤議員が先ほど述べたように、納税者番号の導入に向けて、社会保障番号との関係の整理を含め具体的に検討を進めることは、昨年 4 月の経済財政諮問会議の民間議員提出資料でも提言している。納税者の信頼を確保し、かつ、公平・効率的な徴収体制を実現する最も重要なものが納税者番号である。社会保障番号、社会保障カードの導入は、記録問題で揺らいでいる公的年金に対する国民の信頼の回復には不可欠であるかと思う。電子政府実現に向けた工程表が今後作成されるということである。これに併せて、具体的な検討という曖昧な言葉で

はなくて、納税者番号導入のための工程表も同時期に作成して、早期実行できるようにするべきだ。これが国民の信頼を得る一つの道かと思う。

(大田議員) それでは、八代議員、お願いします。

(八代議員) 今、香西会長からお話があったように、今年の税制改革は、税体系のあり方、歳出・歳入の一体改革、社会保障制度の改革、特定財源の一般財源化など、非常に多くの関係機関にまたがった大改革になる。したがって、例年の予定にこだわらず、なるべく早期に準備に着手することが必要であるし、経済財政諮問会議を中心として税制調査会や社会保障国民会議も含めて議論を進めていく必要があるかと思う。また、伊藤・丹羽議員も申し上げたように、やはり納税者番号は非常に重要である。今後は増税が避けられないとすれば、税の公平さということがますます求められるため、過去の経緯にこだわらず、きちんと米国のように社会保障番号を活用していくことが不可欠ではないか。

(大田議員) ほかにいかがでしょうか。

白川議員、何かございますか。

(白川議員) 特にございません。

(大田議員) それでは、甘利議員、お願いします。

(甘利議員) 税制改革について、我が国としては3点の改革に取り組む必要がある。

まず第1点が、主要国で最も高い水準にある法人税率の引下げ。2点目として、成長促進効果の大きい研究開発、IT、人材等への投資強化を図る税制の充実。3点目として、資金還流促進に資する簡素な国際税制。

法人税率と租税特別措置との関係について、近年の諸外国では法人税率の引下げと研究開発促進税制の拡充とが同時に進められている。我が国の法人課税は表面税率のみならず、政策減税後の実際の税負担でも最も負担が重いということにもかんがみ、我が国も経済活性化に最も効果的な組み合わせを追求していくことが重要である。

また、新聞報道があった資金還流促進に資する簡素な国際税制への改革については成長戦略としてしっかり位置づけるべきである。この点は成長戦略についての議論の際に説明したい。

(大田議員) ほかに御意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

(町村議員) 納税者番号について触れていただいた。私も自民党税制調査会で必ず発言してきたが、政府の方は、特に財務省は一見熱心そうな顔をして、実は熱心でもない。誠に厄介で難しい問題だ。いろいろな理由があると思うが、本当に民間議員の方々は良いとお考えなのか。どうも、その辺がいまひとつ確信が持てない。

(御手洗議員) 私自身のアメリカでの経験に照らせば、ソーシャルセキュリティーナンバーのような制度を導入しても良いと思う。

(丹羽議員) 私もアメリカに長くいたので、アメリカのソーシャルセキュリティー番号制度は極めて合理的で、年金問題も含めて公平にできている。これを実行す

ることで税収は必ず増えると私は思う。実際に体験すると、お金の出し入れや銀行の出し入れ、株の取引も含めて、あらゆるものにこのナンバーが活用される。是非、これは実行に移していただきたい。

この番号があると、名寄せなど全く必要なくなる。シンガポールの企業経営者に、そのカードを見せてもらったことがある。裏に指紋があり、前にナンバーが書いてある。すべて、これで終わる。

(福田議長) 余りに完璧になり過ぎてしまうので、遠慮する人もいる。

(大田議員) よろしいでしょうか。

それでは、議長からお願いします。

(福田議長) 厳しい歳出削減で大変だが、将来世代にツケを回さない、ここで改革努力をやめるわけにはいかないという事情があり、頑張っていかなければならない。「基本方針 2006」に則って、引き続き歳出・歳入一体改革に取り組み、2011 年度には確実に基礎的財政収支の黒字化を達成することにしたい。

そのためにも、これまで以上にムダゼロや政策の棚卸しを徹底して、一般会計、特別会計、独立行政法人や公益法人を含めて、聖域なく、政府を挙げて歳出の無駄を削減していくので、よろしく願いしたい。

税制については、本日の議論も踏まえて、この秋には抜本的税制改革に取り組む。政府部内でも、経済財政諮問会議、政府税制調査会、社会保障国民会議など、関係機関と協力をしながら進めていただきたい。

(大田議員) それでは、議論を受け「基本方針 2006」に則り、引き続き歳出・歳入一体改革を進めていきたい。

抜本的税制改革についても、重要な課題が山積しているので、経済財政諮問会議としても、しっかり議論をしていきたい。

香西会長、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

(香西会長) よろしく願いいたします。

(大田議員) それでは、次の議題に移りたいと思います。

香西会長はここで退席されます。どうもありがとうございました。

(香西会長退室)

(大田議員) 島田座長、斉藤社長が入室されます。

(島田対日投資有識者会議座長、斉藤東京証券取引所グループ社長入室)

(大田議員) それでは「(2) 対日直接投資について」を御審議いただきます。対日投資有識者会議の島田座長、それから、東京証券取引所の斉藤社長においでいただいております。島田座長、有識者議員、斉藤社長の順に御説明と御発言をいただいた後、自由に御議論をいただきます。

時間が限られておりますので、恐縮ですが、御説明・御発言は 3 分程度でお願い



できればと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

## ○対日直接投資について

(島田対日投資有識者会議座長、以下「島田座長」) 対日直接投資は、日本の経済を刺激、活性化し、雇用機会の増大にもつながる大変重要なことと認識している。

平成 6 年の対日投資会議設置以降、政府は 2 度にわたり、対日投資の直接投資残高の GDP 比倍増目標を掲げ、鋭意促進に取り組んできたが、欧米諸国や開発途上国と比べても、非常に低水準で GDP 比で一桁少ない。

対日投資を拡大し、我が国の経済の活性化につなげていくため、今、グローバル競争が激しく行われている。つまり、国家のシステム間競争と言われているが、そういうものに勝っていかなければいけない。

今年 1 月に発足した「対日投資有識者会議」で集中的な検討を行い、対日直接投資拡大の具体的な「処方箋」として「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた 5 つの提言」をとりまとめたので、御報告を申し上げます。

なお、「対日投資有識者会議」の提言を踏まえ、対日直接投資加速プログラムを改訂するとともに、今後、その実施状況について定期的に点検していく。言いつ放しで終わっては意味がないので、是非福田議長には、点検、チェックをし、実現するように御下命いただきたい。

それでは、中身を簡単に御紹介する。

1 つ目は「M & A の円滑化に向けての制度整備」について。対日直接投資の重要な手段である M & A の円滑化に資するため、以下の項目を含め幅広く検討し、我が国の制度のさらなる整備をするべき。3 点申し上げます。

1 点目は、買収ルールの整理・明確化。買収防衛策が今、はやっているが、これが投資阻害的に機能しないように、幅広い関係者の意見を集約し、夏までにきちっとした形でまとめることを要請したい。

2 点目は、国境を越える M & A 円滑化のための検討の促進。今、多様な M & A の手法が出ており、それに対する適切な制度や税制を検討すべき。

3 点目は、外国企業の M & A に対するアレルギーがあるが、外資の M & A はいいことだという歓迎メッセージを発信する、あるいは M & A の成功事例を収集し、紹介することが必要である。

2 つ目は「外資規制のあり方の包括的検討」について。国の安全や公の秩序などを維持しつつ、予見可能性のある制度整備を進めるべきである。その際に、内外無差別原則は基本的な原則だと思うが、その例外として、外資規制を必要とする分野もある。そのような場合の範囲と根拠を明確にし、それはあくまでも例外的な措置で、我が国全体はオープンであるという姿勢を対外的に強く示す工夫が必要である。そのために、我が国の外資規制の在り方について、少なくとも平成 20 年度くらいには、政府として包括的な検討をする。今、外為法しかないので、もう少し総合的なものを整備する必要がある。

3つ目は「セクター別の重点戦略の策定」について。国民生活の向上や日本経済の活性化のために、ここは是非やるべきだという分野が幾つかある。今回は、特に医療機器分野に焦点を当て、是非アクションプログラムを策定していただきたい。

なぜ、そういうことを強調するかというと、世界でたくさんいろいろなものが開発されているが、日本の医療機器は余りにも審査期間が長く、もうあきらめて入ってこないものもある。これは国民生活の向上にかなりマイナスになる。

今、審査員が 35 人いるが、少なくとも 100 人ぐらいにすべきではないか。いわゆる「デバイス・ラグ」と言われているが、入ってくるまでに非常に時間がかかる、あるいは入るのをあきらめる。日本はもう忘れようというようなことがあるので、そのようなことのないように、抜本的な改革が必要であることを強調したい。

日本の医療機器は、アメリカなどに比べると、承認までに期間は少なくとも平均で 14 か月以上長いと言われている。この差をゼロにし、「デバイス・ラグ」をなくすことが投資を呼び込む最大のインセンティブである。そのために最も重要なのは、審査官を増員すること。アメリカの場合、377 人の審査官がいる。日本は 35 人で、11 倍も違う。国民の数は倍しか変わらないので、少なくとも日本の審査官の数を 3 倍の 100 人程度にまで増員を認めていただきたい。これがないと、医療機器について今回いろいろ提案しているが、この改革のほとんどは実現できない。

福田議長に特に御指導をお願いしたいのは、医薬品医療機器総合機構が審査官を擁しているが、独立行政法人なので定員の制約とかいろいろあり、行政改革推進本部と総務省が「一般論としてはだめだ」と言う。原則はわかるが、そんなことを言っていたら、国民の生活はどうなるのか。例外という以上に、重要なことはしっかり認めていただきたいので、是非行政改革推進本部、総務省も協力していただくように、福田議長から格別の御下命をお願いしたい。

それから、個人的には、座長としては、増員に関しては一定の公費投入があると本当はありがたい。というのは、実は企業から審査手数料を出させている。どうしてもだめというところはしようがないが、この分野はベンチャー企業が多いので、ベンチャー企業などについては力が弱く、何らかの形で若干の公費投入をお考えいただければありがたいが、何よりも重要なのは、この定員を増やしていただくことである。

4つ目は「ビジネスコストの削減と制度の透明性の向上」について。グローバル競争の中で海外の企業や投資家対日投資に魅力を感じるように、規制や制度改革を進め、我が国のビジネスコストを削減するとともに、制度の透明性を高める必要がある。具体的に 5 点申し上げる。

1 点目は、外資を呼び込むための法人税率の引き下げが必要。法人課税は国税と地方税の統合だが、その表面税率の引き下げである。日本は、先進国や開発途上国に比べ、一番法人税率が高い国。ドイツは課税ベースを広げることで法人税率を下げた。例えばそのような工夫が必要。

2 点目は、ノーアクションレター制度について。特に税の文書回答の手続きなどは、抜本的に改善し予見可能性を強めないと、諸外国の企業は投資しにくい状況で

ある。

3 点目は、規制新設時にどんなインパクトがあるのかを評価するプロセスについて。行政負荷調査と言い、OECD がやっているが、日本はこれに積極的に参加し進めるべき。

4 点目は、独占禁止法における審判手続等の見直しについて。日本は、独占禁止法で問題があったときに、もう一回公正取引委員会が審判するという妙な仕掛けになっているので、直した方がいいということを提言したい。

5 点目は、官業における民間活力活用を推進すべきである。

最後に 5 つ目は「外資誘致による地域活性化と外資歓迎アピールの強化等」について。地域活性化を実現すべく、外国人、外国資本が活動しやすい地域をつくるとともに、外資歓迎姿勢のアピールを強化すべきである。具体的に 5 点申し上げる。

1 点目は、広域経済圏での戦略的な外資誘致。今、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブという民間の活動があるが、大いに結構なことで、もっともっとやるべきである。

2 点目は、民間出身者を外資誘致活動にもっと活用すべきである。

3 点目は、外国人が住みやすい環境、教育、医療などのサービスが特に重要であるが、そのような環境づくりを、市町村の優れた取組などを紹介しながら推進すべきである。

4 点目は、中小企業の事業承継は、非常に大きな問題になっているが、これは日本の企業の M & A が相当進んで、外資がそこに参加することは、中小企業の承継には本来非常に助かるので、そういったものを促進するべきである。

5 点目は、対日投資歓迎姿勢の発信強化。特に福田議長を始めとして、日本のリーダーの皆様、外資は我々は本当はウェルカムである、ということをお願いしたい。

(大田議員) ありがとうございます。

では、有識者議員、お願いいたします。

(八代議員) 「対日投資の拡大に向けて」という資料を御説明する。

対日投資の抜本的拡大に向け、今、御説明のあった「対日投資有識者会議」の提案を踏まえ、以下のとおり提案する。これを「骨太方針 2008」に盛り込み、関係各省庁等で取組を加速すべきである。

第 1 に「早急に取り組むべき制度整備」について。

「(1) M & A のあり方 (買収ルール) の整理・明確化」について。多様な展開を見せる M & A の活発化は、対日投資促進のカギである。対外直接投資は、新しい企業の立上げよりは、既存の企業の買収が大部分なので、これを日本で、例えば企業が防衛策を発動しやすくできるよう、株式持合いを復活させるような動きが見られるようなことがあれば、なかなか対日投資は進まない。

日本の経営者保護のために、過剰な買収防衛策が導入されたり、また、その発動に伴い株主に経済的負担が発生している例が見られる。以下の点を踏まえ、我が国の M & A 制度のさらなる整備を急ぐ必要がある。

公正かつ透明性の高いM&Aの環境整備を進めるには、買収防衛策の導入・発動等の在り方について、以下の点にどう対応するかについて、整理・明確化する必要がある。経済産業省、法務省、金融庁は、証券取引所や専門家等の意見を聞きつつ、夏までに結論を得ていただきたい。具体的には、以下の問題がある。

1 点目は、買収防衛策の導入やその発動に際しての株主や投資家の利益保護。

2 点目は、買収者と現経営陣の直接対話の促進。

3 点目は、防衛策の発動に関する取締役会の判断に際し、意見を述べる特別委員会を設置する場合の構成。

「(2) 外資規制の包括的なあり方検討」について。島田座長から御説明があったが、人口減少下で諸外国からの対日投資促進を通じて経済成長を実現していくためには、国の安全や公の秩序等を維持しつつ、外国人から見て予見可能性のある制度整備を進める必要がある。

以下の観点を含め、外為法、個別業法、有事法制等における安全保障のあり方、外資規制のあり方について検討すべきである。

1 点目は、国際的な観点からの、日本の外資規制のあり方の妥当性。内外無差別の原則外である外資規制は、やはり必要最小限にすべきであり、その具体的な範囲と根拠等についてきちんと定めること。

2 点目は、海外の投資家に対して、外資規制の運用に関する予見可能性を高めること。

3 点目は、国の安全や公の秩序等を維持する他の仕組みの可能性、例えば事業者に対する行為規制、あるいは株式の大口保有規制等。

4 点目は、何よりも対日投資促進との関係をきちんと考えること。

関係府省等が連携し、上記の点について平成 20 年度内に検討を進める必要がある。

本文から離れるが、特にこうした外資規制のあり方については、一般的な議論も大事であるが、間もなく始まる成田空港の民営化についても、内外無差別の規制で国益を守ることが基本。国益は守らなければいけないが、あくまでも国内の企業は規制しないというのではなく、内外無差別の規制で行うという考え方が大事である。

第 2 に「重点課題への集中的な取組み」について。内外企業にとって魅力的なビジネス環境を創造するため、重要課題を絞り込み、集中的な取組を行うべきである。

島田座長も強調されたが、「(1) 医療機器の対日投資拡大アクションプログラムの策定」について。急速に進む高齢化社会の日本では、医療機器の潜在的なニーズは極めて大きい。「対日投資有識者会議」からの具体的な提案を踏まえ、医療現場で最先端の機器を世界に先駆けて使える魅力的な国内市場とするよう、厚生労働省、経済産業省等関係府省、産業界等が連携し、早急にアクションプログラムを策定していただきたい。

「(2) ビジネスコストの低減、地域の活性化」について。グローバル競争の中で、企業が拠点を選ぶ時代になっている。外資を誘致し、国内企業の流出を食い止めるためには、以下の取組が必要。

1 点目は、OECDの中で高い水準にある法人実効税率の引き下げについて、抜本的な税制改革に併せて検討する。

2 点目は、民間人を主体とした外資誘致の専門機関を軸に、広域経済圏での戦略的な外資誘致を進める。

3 点目は、外資による中小企業の事業承継を円滑化するために、例えばJETROの活用がある。

最後に「対日投資への取組強化」について。

上記の提案を踏まえ、内閣府を中心に対日投資の促進に向けた体制を拡充し、現行の「対日直接投資加速プログラム（平成 18 年 6 月対日投資会議決定）」を年内に策定すべきである。その際、別紙に掲げた「対日投資有識者会議」からの提案について、関係府省等において具体化し、着実にこれを実施すべきである。

また、関係各府省の検討状況について、今年の秋を目途に経済財政諮問会議に報告していただきたい。

最後に、民間議員提出資料の最後のページの「“開国” 指標」について。

開かれた国づくりに向け、これまで経済財政諮問会議で議論してきた政策の効果を、今後とも言いっ放しではなく、チェックしていくことが重要である。例えば留学生の数やEPA締結国の貿易額に占めるシェア、金融市場における外国企業の上場シェアなどは、日本の開国度合いを測るよい指標である。

そのような意味で、このような五角形のグラフをつくったが、ここで一番開国度合いの大きなイギリスを指標として、米国、日本を比較すると、日本は非常に開国指標において低いだけではなく、特に金融市場では、10 年前と比較しても改革度合いが後退している。こういう状況を改善していく必要がある。

こうした指標を常にチェックし、政府においては、成果の評価と政策へのフィードバックを行っていただきたい。

(大田議員) ありがとうございます。

では、斉藤社長、お願いいたします。

(斉藤東京証券取引所グループ社長、以下「斉藤社長」) 対日投資の拡大は、今後も我が国の経済の活力を維持、向上させるために不可欠である。

そのためには、先ほど御提言があったように、M&Aの在り方を整理、明確化することが喫緊の課題である。御案内のように、企業のM&Aは、企業自らが企業収益や企業価値を向上させるための手段とし、世界的に利用されてきているビジネスモデルである。1998 年ぐらいから日本もM&Aが急速に伸び、我々のロストディケードというものを救済した一つの手段は、M&Aを通して、行き詰まった企業の買収、再生を行ったとか、あるいは子会社上場の整理を行うという形で、日本の産業構造を非常にスリム化しているという効果が既に表れている。

このようなことを言うと大変失礼であるが、このようなことは政府がやり方の是非を決めるような問題ではないのではないか。いわゆる買収防衛策の導入指針を政府に提示させることに、少し違和感がある。本来そういうことは、ビジネス側が提案していかなければいけないものである。経営者がそれを盾にし、逆にポイズンピ

ルなどを導入することが起こってしまうと、常識的には世界的に経営者の保身だと見られている。

こうした問題を考えるに当たり、特に注意したいのは、国内同士のM&Aや日本板硝子株式会社のように日本企業が海外に積極的に出て行くM&Aを論じると、海外企業が日本にやってきて話すM&Aを色分けして論ずることである。海外にのみ制約的なものを考えることはいかがか。

世界の流れを俯瞰すると、もともと銀行を中心とした金融機関が企業の資金需要をずっと満たしてきた時代があった。したがって、そのときは、銀行や社債の債権者がモニタリングを行い、コーポレートガバナンスの機能を果たしてきたが、我が国を中心として、もはや世界で金融機関がコーポレートガバナンスの役割を独占する状態が変わってきた。

1つは金融技術が変わったことであり、債権、債務がエクイティー化している。今度のサブプライムローン問題もその表れの一つであるが、むしろ、株式を利用したファイナンスがビジネスモデルの主流になってきている。したがって、コーポレートガバナンスの主体が株主によるチェックに、時代が変わってきている。

そういう意味では、安易に買収防衛策を導入したり、経営者が株主の監視から逃れようとしたりすることは、かなり懸念を持たれるということに注意する必要がある。もちろん、大事なことは、株主の行為そのものを監視するシステムも評価していく、いわゆる監視の連鎖、輪をつくる必要がある。例えば、ファンドがとっている行動の後ろにファンドへの出資者がおり、出資者によるファンドのモニターが必要である。もちろん、情報の非対称性があるが、大体、先進国はここに公的年金を使っている。この中立性や透明性で、国民の関心が最も高い公的年金を使い、公的年金による企業のモニターを行っている。

東京証券取引所としては、我が国の現状や世界の潮流を踏まえ、M&Aのあり方を含め、株主や投資家の権利や利益を守るための方策について、市場開設者として独自に検討してみたいので、関係者各位のさらなる御理解、御協力をお願い申し上げます。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、自由な御議論をお願いします。八代議員、どうぞ。

(八代議員) 今、斉藤社長からお話があった点であるが、決して役所がM&Aのあり方を中心になって決めるということではなくて、まさに斉藤社長がおっしゃったように、証券取引所など民間の関係者が中心になってルールづくりをすることが最も好ましいことだと考えている。

(大田議員) 甘利議員、どうぞ。

(甘利議員) 資料「『投資先としての日本』の現状と課題」に基づき、お話しさせていただく。

資料の1ページをごらんいただきたい。JETROの調査結果によると、日本は、市場の拡大が目覚しい中国と並んで、アジアにおける魅力ある投資先と外国企業から認識されている。

更に日本でのビジネス経験がある外国企業の中では、日本の方がはるかに魅力があるという認識をされているという調査結果が出ている。

下段にあるように、日本の投資先としての魅力は、「世界で最も高速かつ低廉なブロードバンド環境」や、「研究・開発拠点として適している」ことが挙げられている。対日直接投資の促進のためには、まず海外に向けて投資先としての日本の魅力や強みを明確にアピールすることが重要である。他よりも有利である点のPRがまだ足りない。

一方、投資環境を改善するという観点から申し上げますと、資料の2ページにある「3. 外国企業から見た日本への投資の阻害要因」にあるように、1番は「言語」である。要するに、英語で事が足りないということである。「言語」を別にすれば、日本市場の特殊性、閉鎖性といった制度的問題より、「税金・営業コスト」、「労働コスト」等を指摘する声が多い。そのうち政府に対しては、税負担の軽減が強く望まれている。世界で最も高い水準にある日本の法人実効税率のあり方について、抜本的税制改革の中で検討を進めていくことが必要である。

M&A、買収ルールのあり方であるが、資料の3ページにあるように、外国企業による日本企業に対するM&Aは着実に増加して、昨年は過去最高の309件を記録している。しかし、直近の司法判断の理解の混乱から、当初の「指針」を逸脱した防衛策導入の恐れがある。

これに対して、昨年10月より企業価値研究会、これは経済産業省、法務省、金融庁、東京証券取引所で検討しているが、この夏までに報告書を取りまとめ、金銭を支払う防衛策などが不適切であることを明確にしたいと考えている。今後とも率先して積極的に取り組んでまいりたい。

(大田議員) ありがとうございます。

ほかにございますか。御手洗議員、丹羽議員、どうぞ。

(御手洗議員) 2点申し上げます。1点目は対日投資の拡大についてである。対日投資を促進するには、何よりも民間議員提出資料「対日投資の拡大に向けて」の3ページにあるように、ビジネスコストの低減が効果的だと思う。国全体の法人実効税率自体が下がるにこしたことはないが、アメリカをはじめとする海外では、地方が独自に大胆な減税措置を導入して、企業を誘致している例が多く見られる。日本では地方独自の税率を引き下げるということは非常に難しいことはわかるが、地域の活性化という今の命題を考えると、地方の課税の自主権も高めるように検討してはどうか。

また、民間議員提出資料にはないが、海外に例が見られない日本の公正取引委員会自身による再審判制度も、対日進出のネックになっていると考える。

2点目は、外資規制について。安全保障や公の秩序のために、外国資本を制限すること自体はOECD各国にも認められているし、現にほとんどの国で外資規制は導入されている。規制手法をみても、日本と同じようなものから、アメリカのエクソン・フロリオ条項のように徹底したものまで存在しており、特に日本が閉鎖的だとは思っていない。

また、M&Aについては、日本でもたくさん実現している。友好的なM&A、企業価値を上げるためのM&Aはインターナショナルに受け入れられているものであり、もちろん、日本でも受け入れられている。そのようなことは余り話題にならず、敵対的な買収だけが新聞紙面に出る。敵対的な買収に限って言えば、外国資本、国内資本にかかわらず、企業価値を損ねるグリーンメーラー的な買収行為には、共通した適切な規制が必要だと思う。アメリカでは、グリーンメーラーとして認定されれば、得た所得に対し、50%の連邦所得税を払わなければいけないという罰則的な措置もある。

ただ、本論に返ると、一国の存立や国際競争力にも関わるような防衛、エネルギー、インフラなどについては、こうした通常のM&Aの事例と同列に論ずることはできない。

(大田議員) それでは、丹羽議員、伊藤議員、どうぞ。

(丹羽議員) 最近の日本の企業は、海外に収益源の30~40%ぐらいを求めており、これからも更にそのような動きが強まっていくだろう。そのような時代になっているときに、海外からのM&Aに過剰な防衛をする、あるいは排他的な防衛をすることは、日本から逆に海外へ進出してM&Aをするときに、非常に難しくなることがあり、その点はかなりマイナスになることを我々は心得て対応する必要がある。

また、防衛策の中で、分野や業種によっては「外国はノーであり、国内はイエス」、「外国が悪であり、国内が善」ということもどの国でも当然あり得ると考えるが、その理由は、説明できるようなものにすべきである。例えば軍事関係や原子力は、国益や公益を損なう限り、断固として「ノー」で良いと思う。しかし、それ以外のものについては、公益や国益を損なわない限りは、内外無差別というものを原則としてきちんと持つ必要がある。

それから、対日投資を増やすという意味で、法人税を下げたときに、どれぐらい投資が増えるのかという資料を調べてみたところ、欧米の研究があった。それは海外の直接投資の税率に対する弾力性に関するデータである。大ざっぱに説明すると、中間値で法人税を1%下げると、投資は3%増える。10%下げれば30%増えるというデータが出ている。

しかしながら、対日本についての議論では、昨年11月に税制調査会で国枝専門委員が次のように述べられている。さまざまな影響を受けるであろうが、立地選択の段階において、平均税率が影響を与える可能性がある。ただ、欧米の実証研究では、影響の規模について議論があるほか、我が国に関する実証研究では影響の有無について、見方が分かれている。法人税率を下げれば、直ちに3%や2%増えるというような実証研究はまだ見られていない。今の段階で対日投資を増やすために法人税率を下げるということは、消費税の問題などいろいろあるときに、即座にこの問題について動くというよりは、もう少し研究する余地があるのではないか。

(大田議員) 伊藤議員、どうぞ。

(伊藤議員) 外資規制に関する一般論であるが、外資による経営コントロールを排



除するという外資規制をかける業種、会社あるいは分野は、国家安全保障等に直接関わる分野など、必要最小限のものにすべきである。

これは、今、丹羽議員の話とも平仄が合っていると思うが、産業基盤インフラあるいは公の秩序に関わる分野については、外資規制ではなく、内外無差別の経済行為規制で対処すべき。経済行為規制の中には、大口保有規制、価格の上限規制あるいは供給義務、設備投資義務といったものが入ると思うが、このような経済行為規制によるか、あるいは有事の場合には、その施設を政府が使う権利を有するというような形の有事法制、これによって対処すべきである。

(大田議員) では、額賀議員、どうぞ。

(額賀議員) 外資規制の問題であるが、これは御手洗議員がおっしゃるように、外資規制はOECDの資本移動自由化行動に適合する形で、国際的な投資ルールに従って整合的なものが行われている。

予見可能性についても、諸外国では、日本のような業種規定がない国もあるが、日本の場合は、きちんと対象業種を絞っているということ、それから運用面でも、具体的な懸念事項を特定して先方にきちんと伝達をしている。それから、アメリカの場合は、事後的に介入できることになっているが、日本の場合は、そういうことはなくて、法的な安定性もできていると思っている。

問題は、今、伊藤議員がおっしゃるように、むしろ民間議員提出資料の一つの論点である行為規制や、大口株主規制等のほかの仕組みの可能性にあるのではないか。その点については、例えば経済インフラに関する事業については、事業の公共性の確保や公共サービスを安定的に確保するということから、内外無差別の資本規制あるいは行為規制をつくった方がいいのではないか。例えば一般法として、経済安全保障法のようなものを考えてはどうか。例えば銀行では、決済システムを担っているために、大口の株主規制をしている、行為規制も規定されているということであるから内外無差別の大口株主規制や行為規制を適用していく考え方をもって、各省庁のそれぞれの業種ごとに、各省庁でどう対応するかということを研究してまとめていくことが大事なのではないか。そうすると、無差別の一般法ができ上がっていくだろう。

(大田議員) では、甘利議員、どうぞ。

(甘利議員) 参考資料「諸外国の外資規制について」の2ページに、「先進諸国における対内投資規制の運用状況」という一覧表がある。これをごらんになって、すぐ気がつくと思うが、イギリスを除いて、すべて対象資本は外資のみとなっている。ドイツは外資のみであるが、このうち、電気事業は外れていたが、現在、電気事業も加える検討をしている。イギリスだけが、内外無差別である。そのイギリスは、対象業種は限定していない。すべての業種である。アメリカは外資のみで、なおかつすべての業種である。つまり、日本と比較して、予見可能性という点で見れば、日本の方がはるかに予見可能性は高い。

外国企業にどういう改善が必要かというアンケートで回答される順序だが、「言葉」の問題や、「税金・営業コスト」、「労働コスト」、「文化、考え方」というもの

がずっと上位にある。我々は何を改善すべきかというフォーカスをきちんと間違えなく絞っていくということが必要である。対日投資有識者会議の中で、アメリカの方がずっと不透明なのに、アメリカからそういう声が出ないということに学ぶべきだというような話があったと聞いている。つまり、諸外国では自国内から「自分の国はだめだ」という声が出ない。自国がしっかりと外資に対して開かれているというPRをうまくしている。その辺をよく学ぶべきである。

(大田議員) 八代議員、どうぞ。

(八代議員) 今の甘利議員の説明された参考資料について、やや別の見方もできるのではないか。

例えば外資のみを対象資本とするのは、イギリス以外はみんなそうだというが、同時に米国とドイツは国家安全保障というように明確に限定している。日本のように、それを超えて公の秩序というやや曖昧な形を取っているのはフランスのみである。

(甘利議員) これは、OECDのルールにしっかりと書いてある。

(八代議員) ただ、OECDのルールに書いてあったとしても、そのうち、安全保障と細かく更に限定している。

それから、フランスでも、例えばフランス企業の33%以上の株式取得の場合ということが書いてあるが、これに対して日本では、上場企業の10%以上となっている。そういう意味では日本の外資規制はかなり厳しいとも言える。甘利議員のおっしゃったことは全くそのとおりであるが、その意味で、他の先進国と比べて、日本がより厳しいという面もある。

それから、アメリカが「国内からそれほど批判がない」ということであるが、現にアメリカには膨大な対外投資、アメリカから見れば対内投資が入っている。一方、日本は増えてはいるが、まだまだ水準が低い。別に現に外国資本がたくさん入っているアメリカの国内からそういう不満が出ないのは当たり前のことで、そういう点も同時に考慮していただきたい。

(甘利議員) 「たくさん投資を受け入れるために何をすべきか」ということに対する選択肢を、プライオリティーを誤ってはいけない。

アメリカは、安全保障の名の下に「全部、何でも規制しますよ」であるから、現実に恐れをなして申請前に取り下げるといった案件がたくさんある。しかし、それでも外資を飲み込むだけのエネルギーがアメリカにはある。そこを学ぶということである。

買収ルールに関して、実は4年前に企業価値研究会において、3省プラス東京証券取引所で研究をして提言を行った。時期を同じくして、自民党の中に企業統治委員会というものをつくって、企業価値研究会と連動して事を進めてきた。私はその座長に就いていたが、何回も会合を重ねて、買収ルール、適正なM&Aのあり方等について提言を行った。企業価値研究会や企業統治委員会で提言を行っているが、それが正しく理解されていない。

このときに提案したのは、「守る」と「攻める」のフェアバランス、平時導入・

有事発動。その際には、事前警告型とかライツプラン型など、いろいろなものがある。要は、買収者の提案と、現経営陣の改善提案としっかり比較するだけの時間を与えるということも提言してある。これらが、昨今の事例では正しく理解されていない。先般のある事案は、有事導入・有事発動であった上で、しかもお金で解決をした。あのときは、新株予約権を経済価値としてみなして買い取った。アメリカのライツプランでは、新株予約権は経済価値とみなさない。予約権を与えるけれども発動はさせないということで、ほかの株主には全部発動させるから、希釈されるわけだが、そのときに、発動させない代わりに、新株予約権自身を経済的対価として買い取ったと、そんなことをしなくてもいいということである。

しかし、現実には、お金を 21 億も出した。であるから、「金さえ出せば防衛はそのときできるのではないか」とか、あるいは「平時でなくても有事の際に急いで導入すればいい」、これは株主にとってみれば、予見可能性がない。普段から「こういう装備をしています」と言えば、そこにアタックする、しないという判断を最初からできるけれども、装備がなかったのにアタックを始めたら突然装備ができたということだと、予見可能性がなくなるということ等々あるから、しっかり検討をしていくが、本当は既に 3 省プラス東京証券取引所できちんとかうあるべきという提言を出してあるので、それをしっかり解釈してもらえればいい。

(大田議員) どうぞ。

(島田座長) 今、甘利議員のおっしゃられた諸外国の例もしっかり学んで、きちんとした対応をしていくというのは、全く賛成であるけれども、甘利議員がもう一つおっしゃった、「そもそも一体何のために対日投資を受け入れるか」ということはものすごく重要である。明白な事案は、先進国や途上国とも比べ、日本の対内投資の受入れはこれまでのところ非常に少ない。

それから、日本がだんだんと成熟化していく。そして、丹羽議員がおっしゃったように、日本はどんどん海外へ出ていかないと、我々は成長の手がかりを得られない。ということは、安全保障は別として、同時に国内を他国以上に開放していく。必要な規制は必要であるが、他国以上に開放していくということを諸外国にしっかり印象づけないと、日本の将来を維持できないのではないかと。福田議長を始め、皆様に強い認識をもっていただきたい。

(大田議員) ありがとうございます。

齊藤社長、何か一言よろしいでしょうか。

(齊藤東京証券取引所グループ社長) いえ、特にありません。

(大田議員) それでは、議長からお願いします。

(福田議長) 私はこの 1 月にダボスの会議でスピーチした際、日本は対日投資を増やして、日本を世界とともに成長する国という位置づけをしている。

本日の議論を踏まえて、この秋には内閣府を中心に、「対日直接投資加速プログラム」を改定し、着実に進めてほしい。有識者会議の提言についても、各府省ともしっかり受け止めて実行に移すことにしてほしい。

先ほど島田座長からフォローアップが重要であるというお話があった。今後の動

きを経済財政諮問会議でしっかりと検証することにしたい。

更にグローバル化全般について、民間議員から提案のあった指標化により、成果を検証しながら進めていただきたい。

外資規制のあり方、これは海外に対して、日本がどのようなメッセージを発するかという観点から政府として包括的に議論を深めていただきたい。

(大田議員) 今、御指示をいただいて、「対日直接投資加速プログラム」を年内に改定したいと思えます。フォローアップについては、また島田座長にも御協力いただいてやっていきたいと思えます。

齊藤社長からは株主の立場に立って、M&Aの在り方について検討して下さるということで、議論が活性化すると期待されますので、よろしく願いいたします。

外資規制については、今日、いろいろな議論がございました。外資規制をすべき範囲、方法などについてより明確にするという観点から、これは政府横断的な話でありますので、関係府省連携をとって問題点を整理するところから始めていきたいと思っております。

それでは、次の議題に移ります。

島田座長と齊藤社長、どうもありがとうございました。

(島田座長、齊藤社長退室)

(大田議員) では、最後の議題ですので、もうしばらくよろしく願いします。冬柴臨時議員が入室されます。

(冬柴臨時議員入室)

## ○航空自由化について

(大田議員) どうもお待たせいたしました。申し訳ありません。

それでは、航空自由化について御審議いただきます。初めに民間議員、それから、冬柴臨時議員の順で御説明をいただきます。

それでは、民間議員、よろしく願いします。

(伊藤議員) 本日は成田空港が開港してちょうど 30 年という節目の記念日であり、経済財政諮問会議で空の自由化を議論するというのは、非常に感慨深いものがある。

残念ながら、いまだに成田空港は、大多数の利用者にとっては使い勝手が極めて悪い。主要先進国の首都空港やアジア主要都市の空港に比べて滑走路の基本施設、運用時間、都心からの距離、コストなどで大きく見劣りしている。

私事であるが、ここ数年、毎年 20 回以上海外出張をこなしてきたが、一利用者としての目から見ても、海外の主要空港との格差は、ますます開いているという実感を持っている。成田の競争力は確実に落ちている。

高頻度、それから値段の高くない航空サービスは、すべての産業のインフラであ

る。先進国、新興市場国が競って空港の拡張を行ってきた。多くのサービス産業、特に金融産業の、例えばアジア地域本部をどこにつくるかということについての誘致において、空港サービスの利便性は大きな決定要因の 1 つになっている。

内外の利用者が便利になったと実感できる「空」の自由化を、2010 年に向けて集中的に進める必要があると思っている。ソウル線が羽田から金浦に開設された。これは非常に実感できるサービス改善であったと思う。したがって、今後もこういった形で実感できるサービスというのは、非常に必要だと思う。利便性の高い航空サービスの提供は、内外の観光客の増加にも非常に貢献する。人口減少下でも持続的に成長できる開かれた国をつくるために非常に重要である。

我々は以下のとおり提言するが、国土交通大臣におかれては、この提言について具体化を進め、航空自由化工程表の改定案を作成していただき、今年秋までに御報告いただきたく、願います。経済財政諮問会議で審議の上、年内を目途に航空自由化工程表を改定すべきである。

具体的な提言内容は「1. 羽田の国際化」。2010 年秋から東京国際空港、羽田空港の発着容量が約 1.4 倍に増加するが、路線選定については、骨太 2007 において需要や路線の重要性も判断し、羽田にふさわしい路線という基準を定めた。

利用者の利便性にかんがみて、2010 年秋以降の昼間の時間帯の国際線を拡大すべきであると考え。特にアジアの首都や世界のビジネスセンターとの路線は、羽田にふさわしい路線であると解釈し、2010 年秋以降、早い段階で実現を図るべきである。

このため、2010 年に増加する昼間の発着枠約 11 万回をできる限り国際線に振り向けるべき。現在、配分が決まっている国際線発着枠年間 3 万回を倍増し、2010 年以降、早い段階で実現していくことが重要である。

加えて、航空協定の改定に配慮することはもちろんであるが、発着枠の増加分について、内際無差別枠、つまり国内線を飛ばすか、国際線を飛ばすかについて航空会社が自由に選択できる枠を設けるべきではないか。

なお、北京オリンピック期間中の北京線の就航に向けて交渉中であるが、北京オリンピック後も路線を継続すべきである。

以上が羽田の国際化について。

次に「2. 首都圏空港の一体運用による利便性の向上」。

「(1) 羽田の深夜・早朝時間帯の拡大」。成田の離発着ができない深夜・早朝時間帯(23:00~6:00)に離発着する羽田の国際線については、昼間のような制限はなく、全世界向けの路線設定が可能である。これは昨年確認したことである。深夜に飛び出して朝帰ってくるとか、朝飛んでいって深夜に帰ってくる、このようなダイヤの制約があるので、開設できる路線に制約が生じている。

特にヨーロッパ線あるいは北米線を実現するためには、以下の措置を講じるべきである。「①深夜・早朝時間帯の拡大」。これは、例えば特定時間帯の拡大、双方向化あるいは恒久化ということが考えられる。特定時間帯というのは、深夜・早朝時間帯に隣接して設けられている時間帯である。「②片道に関する昼間時間帯の離発

着の解禁」。これは、例えばニューヨークに飛んで行って帰ってくる場合に、どうしても深夜・早朝に帰って来れない場合には昼間に戻ってきてもいいだろうという意味である。

「(2) 首都圏空港年間発着枠 80 万回 (2010 年代半ば) の実現」。世界的にロー・コスト・キャリア (LCC) の参入により、格安運賃が実現している。我が国においても LCC 等の本格的な参入による格安運賃を実現するため、首都圏空港全体として発着枠を拡大する取組が必要である。このために、成田の発着枠の増加、羽田の発着枠の更なる増加、それから成田・羽田以外の空港、飛行場。これは米軍、自衛隊との共同化、調布飛行場も含めての話であるが、これにできれば政府全体で取り組んでほしい。横田、入間、調布、下総、木更津などが考えられる。

国土交通大臣におかれては、例えば「首都圏空港全体で年間発着枠 80 万回を 2010 年代半ばまでに実現」といった目標を掲げて、実現に向けたアクションプログラムを策定していただきたい。

「3. オープンスカイの拡大」。世界の航空交渉は、国際線の発着都市・便数・航空会社等を二国間交渉で決定する旧来の方式から、航空会社が政府間交渉なしに、届出だけで柔軟にニーズに対応したフライトを提供できる“オープンスカイ”へと急速に変化している。

我が国は、これまで韓国、タイ、香港、マカオとの間でアジア・オープンスカイ協定に合意し、成果を上げつつある。

混雑空港であるためにオープンスカイの対象外となっている成田・羽田についても、既配分枠について、次のような仕組みを工夫することによって、対象とする方向で検討をお願いしたい。

①時間帯別料金制度の導入。②競争制限的にならないように配慮しつつも、発着枠取引制度の導入。③航空協定の改訂に配慮しつつも、内際無差別枠の創設。

日EU間や日米間のオープンスカイ交渉についても、早期実現に向けた検討を開始すべきである。

「4. 地方の『空』の改革」。今お願いした羽田空港の国際線の拡大、及び成田空港の国内線の拡大は、これによって訪日観光客にとっての乗り継ぎの利便性を高めるので、訪日観光客の地方への誘致にも有効である。もちろん、逆に地方の日本人にとっても、海外に行く利便性が増す。

観光庁の創設 (本年 10 月) に向けて、アジア各国向けの観光ビザの免除・緩和など、地方の観光振興への取組を強化すべきである。

各空港の経営努力を「見える化」するために、国土交通省は年度内を目途に空港別の収支を開示すべきである。

以上、御検討よろしくをお願いしたい。

(大田議員) それでは、冬柴臨時議員お願いいたします。

(冬柴臨時議員) 提出した資料を見ながら聞いていただきたい。本日は、国土交通省における経済成長戦略に向けた取組について、首都圏空港における国際航空機能拡充プランを中心に説明する。このプランは、「世界と結ぶ成田」、「世界に開く

羽田」の一体的活用による、国際航空機能の最大化を実現できるものであることを、まず冒頭で申し上げたい。

1 ページ、首都圏空港における国際航空機能拡充プランについて。これは、首都圏空港の国際航空機能の拡充に関する私の考えであるが、その内容の実現に当たっては、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市の協力を得て進めることが不可欠である。特に羽田空港の発着する航空機のほとんどは、千葉県の上空を飛び、騒音の影響を与えていること、新滑走路であるD滑走路の埋め立て工事に必要な山砂の大部分は千葉県から採取し、千葉県内を多数のダンプ、1日7,000台超で運んでいること等、千葉県には大変御迷惑をかけていることを考慮する必要がある。くしくも、本日は大変な産みの苦しみの上に成田空港が開港してからちょうど30年目のその日に当たるが、今後千葉県を始め、地元自治体等の関係者とよく相談し、了解を得た上で進めていくこととしたいと考えている。

まず2010年に向けた具体的な施策について説明させていただき、次に2010年以降の将来に向けた方向性について説明させていただきたい。

2010年に向けた施策であるが、2010年以降の羽田の増枠は、安全を確保しながら段階的に実施する必要がある。大変複雑な井桁発着をしなければいけない。供用開始当初の増枠分をできるだけ国際線に振り分け、羽田は昼間約3万回、深夜・早朝約3万回の合計約6万回、成田は約2万回の合計約8万回の国際定期便を実現したいと考えている。

これにより、羽田の昼間は、羽田にふさわしい近距離のアジア・ビジネス路線として、ソウル、上海等の都市、更に千葉等と協議するが、北京、台北、香港まで就航できるようにしていきたいと考えている。

また、騒音問題により成田が閉鎖されている深夜・早朝、23時～翌6時に羽田に国際定期便を就航させ、首都圏空港一体として国際空港機能の24時間化を実現していきたい。その際、23時～翌6時までの時間帯だけでは、欧米便等について旅客利便性の高いダイヤ設定が困難であり、また、成田では6時台の出発、22時台の到着がないことを踏まえ、6時台及び22時台に羽田からの国際線の就航を可能とし、成田と羽田の国際航空機能をリレーするための時間帯として活用したいと考えている。1ページの真ん中の図面がそれを示している。これにより、欧米を始めとした世界の主要都市への国際旅客定期便の就航を実現したいと考えている。

一方、成田については約2万回の増枠を国際線に充当し、豊富な国際線ネットワークを更に強化することとし、滑走路延伸を踏まえた長距離路線の充実等を実現していきたいと考えている。

併せて都心とのアクセス改善や貨物地区の整備等についても進めていきたい。

これらの具体的施策を実現できるよう、所要の航空交渉を精力的に推進する。

以上の施策により、2010年に首都圏空港の国際線発着枠は合計約8万回の拡大が実現し、現在の約18万回から約26万回に、44%増加することになる。これにより、成田からの全世界へのネットワークに加え、羽田からも昼間は香港まで、深夜・早朝は欧米や東南アジア等の主要都市へ行けるようになり、首都圏からの需要の多

い世界の主要都市への、成田と羽田からのダブルネットワークが結成されるとともに、成田・羽田の一体的運用により、首都圏空港の 24 時間化が実現することとなる。

2 ページ、首都圏空港の 2010 年以降の将来に向けた方向性については、2010 年以降、合計約 17 万回、成田が約 2 万回、羽田が昼間約 11 万回、深夜・早朝で国際線約 3 万回・国内線約 1 万回の約 4 万回の増枠が段階的に実現するが、引き続き可能な限り容量拡大を検討していきたいと考えている。

2 ページに現在のアジア主要都市の空港の発着回数の実績の表がある。東京（成田・羽田）は 52 万 6,000 回、上海、北京、香港、ソウル等を比べても、断トツに多いことがわかりいただけと思うが、その上に 17 万回を増加させると、70 万回になる。

羽田については、国内線需要に適切に対応しながら、国内・国際双方の需要の伸びを勘案して、昼間は羽田のアクセス利便性を生かせる路線を中心に国際線の増加を推進し、深夜・早朝は世界の主要都市に就航して首都圏の国際航空機能を 24 時間化していきたい。成田については、国際空港としての強みを強化するとともに、空港アクセス改善の進展による需要の動向等を踏まえ、国内線も充実していきたいと考えている。なお、個々の具体的施策は、地元自治体や航空企業等の関係者の意見を十分踏まえて推進する必要がある。空港容量に拡大に伴う騒音問題等の社会的コスト負担についても留意していく必要がある。

以上が、首都圏空港の国際航空機能の拡充に関するプランの概要である。

また、先ほども民間議員からの説明にあったように、航空自由化の推進については、アジア・ゲートウェイ構想に基づいて着実に進めてまいりたい。具体的には、参考資料を御覧いただきたいが、これまでに、韓国、タイ、マカオ及び香港との間で、空港容量に制限のある首都圏空港の関連路線を除いた航空自由化に合意したところ。こうした動きなどを受けて、関空・中部への国際線のネットワークの拡充や地方空港への新規路線開設や増便による国際化が進んできている。また、21 日からベトナムとの間で自由化交渉を実施する予定である。その後、インド、フィリピン、その他東南アジア諸国等とも自由化に向けた協議を行うなど、まずはアジア各国と着実に交渉を進めてまいりたいと考えている。

欧米との間については、成田における米国企業の既得権に関して何らかの是正が必要であることや、欧州委員会と EU 各加盟国との間で交渉の進め方について意思統一が図られていないこと等の課題がある。欧米の動向を見極めつつ、自由化に向けて交渉を行うこととしたい。

資料本体の 3 ページの左側、観光立国推進について説明する。国際観光の推進は、外交などの面で我が国の国際社会の相互理解を増進するとともに、交流人口の拡大は少子高齢化時代における経済活性化の切り札となるなど、観光は大きな意義を有するものであり、観光立国の実現は我が国にとって重要な課題の一つである。

観光による経済効果を見ると、例えば国内の旅行消費額は平成 18 年度で 23 兆 5,000 億円となっている。訪日外国人の旅行者が 1,000 万人になると、その旅行消



費額は定住人口、我が国の人口 150 万人を増加させたのと同等の規模となるといった試算もでき、訪日外国人旅行者は大幅な消費活動の増加が期待できる主体と考えている。

また、三大都市圏からその他の地域への宿泊旅行を通じて、1 兆 8,000 億円の所得が移転しているという試算もあり、観光は地域経済の活性化の起爆剤となるものである。今年の 10 月には観光庁が設置されることになっているが、観光庁がリーダーシップを発揮し、政府が一体となった総合的かつ計画的な施策の推進により、観光立国推進基本計画に掲げられた、訪日外国人旅行者数を 1,000 万人とするなどの目標を達成することで観光立国を実現し、我が国経済社会の発展を図ってまいらる。一昨年は 733 万人、昨年は 835 万人となっており、今年は 900 万人台に乗せたい。

3 ページの右上、世界一の「省エネ・低公害・持続型社会」の構築について。地球環境問題については、本年度から京都議定書の第一約束期間に入ることや、本年 7 月に洞爺湖サミットが開催されることを踏まえ、我が国が有する世界最高水準の環境関連技術を駆使し、1 つ目に低炭素型の住まい・まちづくり、2 つ目に低炭素型交通システムの構築、3 つ目に衛星等による地球温暖化の観測体制の強化を進め、世界一の省エネ・低公害・持続型社会の構築に向けて、積極的に取り組む。

特に住宅の寿命を延ばし、省エネ性能の向上を実現する「200 年住宅」は、大量生産・大量消費をよしとする社会から決別し、つくったものを世代を超えて長持ちさせて大事に使うという持続可能な社会の実現に向けた具体的な取組の第一歩である。世界的にも優れた建築技術の活用により、200 年住宅に向けた取組を推進する。

また、現在京都議定書の対象外である国際海運については、新造船からの CO2 排出量を 30%削減する省エネルギー技術の開発、世界初の燃費指標である海の 10 モードの開発、国際基準化等の世界をリードする施策を総合的に展開し、CO2 排出量の削減、さらには造船業の競争力強化の実現に向けて、積極的に取り組む。

陸・海・空、あらゆる角度からの地球環境の観測体制を強化する。特に、従来の「ひまわり」に比べデータ量が 50 倍以上となり、飛躍的に機能が向上する次期気象衛星、静止“地球環境観測”衛星の整備に来年度から着手することにより、地球温暖化観測体制を大幅に強化する。

最後にこのページの右下、国際的に魅力ある優良な都市ストックの形成について。経済のグローバル化に伴い、世界的な都市間競争が激化する中で、我が国の経済成長のためにはその牽引者である金融サービスなど、都市型産業の企業やビジネスパーソンを引き付けるような、魅力ある優良な都市ストックを形成することにより、世界の資金を呼び込むことが必要である。このため、国際的なビジネスに対応した業務、生活環境の充実に向けて、良質なオフィスビルや住宅供給のための民間都市開発投資を促進するとともに、公正透明で魅力的な不動産投資市場の形成に向け、内外の投資家に向けた不動産投資市場の魅力の発信や J リート市場の活用、活性化等を進めてまいりたいと考えている。

(大田議員) それでは、自由討論に入ります。

それでは、ポイントだけお願いします。

(冬柴臨時議員) 民間議員からの提案について、時間帯別料金制度は検討させていただきたいと思っている。ただ、発着枠取引制度は、発着枠は貴重な財産・資源であるので、これを民間で自由に、となると、高収益路線に集中して地方路線が切り捨てられる心配があるので、慎重にしたい。内際無差別枠も、特に羽田の発着枠は、国際線・国内線とも強い需要がある、極めて貴重な資源であり、国内の他の空港会社や外国の航空会社との関係においても、配分を受けた航空会社の判断のみで、自由に国内線枠を国際線枠に転用できるようにすることは適当でないように今は思っている。しかし、御意見であるので十分検討はさせていただく。

(大田議員) それでは、丹羽議員、伊藤議員、お願いします。

(丹羽議員) 羽田の国際化に関連して、首都圏の企業を対象にしたアンケート調査が出ている。これは横浜市が実行したものだが、昼間に羽田から ASEAN 全域に行けるようにしてほしいという利用者の声が非常に強い。しかもアジアは日本にとって非常に重要な諸国であるので、昼間も香港までではなく、ASEAN 全域の主要な都市に行けるように、是非御配慮をいただきたい。

(大田議員) 伊藤議員、お願いします。

(伊藤議員) リレー時間帯という御提案をいただき、6 時台、22 時台の時間帯を活用して、欧米を含めた世界の主要都市と羽田を結んで利便性を高める、これは大いに評価したい。

一方で、それでもなお米国東海岸のように、利便性の高いダイヤがどうしても組みにくい路線の場合には、片足だけでも昼間の時間帯での乗り入れを認めたり、あるいは特定時間帯を恒久化・弾力的に活用したりすることを、2010 年秋以降、是非御検討いただきたい。

(大田議員) ほかに御意見ございますか。

どうぞ。

(八代議員) オープンスカイ協定でありますけれども、今、アメリカと EU の間では大々的にやっているわけで、それに対して日本はまだ韓国、タイ、香港、マカオの 4 つしかない、まだまだ日本にとって空は鎖国されているわけで、是非、空の開国を進めていただきたいと思えます。

(大田議員) 丹羽議員、どうぞ。

(丹羽議員) 地方空港の改革について、行政改革推進法で空港の民営化又は独法化と空港整備特別会計の改革を検討すると規定されているが、空港別の収支の開示、「見える化」は、その第一歩であり、是非実行していただきたい。先般の総理指示からも空港特別会計も例外ではないということであるので、行政改革推進法に基づいた改革案を是非検討いただきたい。

(大田議員) それでは、お願いします。

(冬柴臨時議員) 地方空港は、随分ネットワークが開けており、今、23 空港に、たくさん外国から来ている。日本からは案外出ていないが、どんどん地方にやっていただいている。

例えば新千歳空港は、今、国際定期便が週 34 便から 37 便に増えているし、チャーターは年間 555 回飛んでいる。そのほかも、よくここまでというほど飛んでいるので、また資料をお配りしたい。

(大田議員) ありがとうございます。

それでは、議長からお願いします。

(福田議長) 冬柴臨時議員から、羽田を世界に開き、成田と一体的に 24 時間運用して国際航空機能を高める積極的な提案をいただいた。千葉県を始め、地元との調整に取り組み、首都圏の空港の利便性を格段に向上させていただきたい。

特に発展するアジアの活力を我が国の成長のエネルギーに取り込みたい。羽田からアジアの主要都市への路線が早期に実現することが重要と考えている。

このような点も含め、年内に「航空自由化工程表 2008」をとりまとめてほしい。

(大田議員) 今日の議論も踏まえ、冬柴臨時議員には「航空自由化工程表 2008」の策定をお願いしたいと思います。また、経済財政諮問会議で議論させていただければと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の経済財政諮問会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(以 上)